建設企業常任委員会資料
2026 年(令和 8 年)9 月 25 日
都市局都市整備室都市総務課

議案第 68 号関連資料

明石市都市景観条例の一部改正について

1　改正の目的

景観法の一部改正に伴い、同法から引用する条例の条項移動が生じることから、既定の整備を行おうとするものです。

2　改正の概要

個性ある都市空間を実現するため、都市再生特別措置法等の一部改正が令和 8 年 5 月 27 日に公布され、その中で景観法第 16 条第 7 項に条項の移動が行われることから、同法から引用する明石市都市景観条例第 10 条の規定を改正します。

（現行）第 10 条　法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する（略）
（改正）第 10 条　法第 16 条第 8 項第 12 号に規定する（略）

3　施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行。